

専決処分の承認について（平成23年度藤沢市一般会計補正予算
（第7号））

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条
第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2012年（平成24年）3月5日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、平成23年度藤沢市一般会計補正予
算（第7号）を次のとおり専決処分する。

2011年（平成23年）12月28日

藤沢市長

海老根靖典

平成23年度藤沢市一般会計補正予算（第7号）

平成23年度藤沢市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,086千円を追加し、歳入歳出
それぞれ128,020,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

参 考

地方自治法 抜粋

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき，第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき，普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき，又は議会において議決すべき事件を議決しないときは，当該普通地方公共団体の長は，その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については，普通地方公共団体の長は，次の会議においてこれを議会に報告し，その承認を求めなければならない。